

Firewall Network Center サービス
約款

2020年9月1日

NRI セキュアテクノロジーズ株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 FNC サービス	1
第4条 FNC サービス	1
第5条 提供区域	1
第6条 追加サービス	1
第3章 利用契約	1
第7条 最低利用期間	1
第8条 利用申込	1
第9条 利用申込内容の変更	1
第10条 ご契約者の変更	1
第11条 お客様の地位の承継	1
第12条 利用契約の成立	1
第13条 FNC サービスの内容及び料金の変更	2
第14条 FNC サービスの利用	2
第4章 料金等	2
第15条 料金の項目	2
第16条 課金開始日	2
第17条 料金の支払義務	2
第18条 支払方法	2
第19条 料金の調整	2
第20条 割増金	2
第21条 遅延損害金	2
第5章 損害賠償	3
第22条 電気通信事業者の責による損害賠償の範囲	3
第23条 免責事項	3
第24条 利用不能の場合における料金の調定	3
第6章 サービスの制限、停止等	3
第25条 サービスの制限	3
第26条 提供の中止	3
第27条 契約の解除	3
第28条 サービスの廃止	4
第7章 契約の解約又は解除	4
第29条 お客様による利用契約の解約又は解除	4
第30条 効力の存続	4
第8章 雑則	4
第31条 知的財産権	4
第32条 秘密保持	4
第33条 開発又は作業の委託	4
第34条 第三者のサービス	4
第35条 権利譲渡の禁止	4
第36条 保守	4
第37条 委託	4
第38条 表明保証	4
第39条 準拠法および裁判管轄	4
第40条 全合意	4
付則	4

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. エス・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)その他の法令の規定に基づき、この Firewall Network Centerサービス約款(以下「約款」といいます。)によってFirewall Network Centerサービス(以下「FNCサービス」といいます。)を提供します。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更することがあります。
2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになるお客様に対して、当社の定めた方法により、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

1. この約款においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) お客様
当社と利用契約を締結している企業その他法人
 - (2) FNCサービス
お客様又はお客様が指定する企業その他法人に対して、インターネット接続環境、ネットワークシステムのセキュリティ管理及びこれらに付随して提供されるサービスをいい、①別途当社が定める「Firewall Network Centerサービス仕様シート」に記載され、「Firewall Network Centerサービス申込書(兼変更申込書)」(以下「申込書」といいます。)によって申込されるマネージドサービス(以下「マネージドサービス」といいます。)と、②別途注文書・注文請書により、マネージドサービスサービスに付随して発注される附加サービス(以下「附加サービス」といいます。)とを含むものとします。
 - (3) 利用契約
お客様が当社からFNCサービスの提供を受けるための契約
 - (4) 回線設備提供電気通信事業者
電気通信事業法第2条第5号に定める電気通信事業者のうち、電気通信回線設備を設置するもの

第2章 FNCサービス

第4条 (FNCサービス)

1. FNCサービス種別、内容、条件及びその他詳細は、別途当社が定める「Firewall Network Centerサービス仕様シート」及び申込書、または注文書・注文請書の記載のとおりとします。

第5条 (提供区域)

1. FNCサービスの提供区域は、日本全国とします。
2. 当社は、お客様が約款で定める条件を遵守することを条件として、日本国外の国から回線を通じてFNCサービスを利用することを妨げるものではありませんが、その場合お客様の責任においてFNCサービスを利用するものとします。
3. 前項の場合、お客様は、FNCサービスに含まれる機器、ソフトウェア、データ等(以下「対象物」といいます。)を輸出する場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の輸出管理規則をはじめ、適用されるすべての輸出入関連規制(以下「輸出入関連規制」といいます。)を全て遵守したうえで、お客様の責任において実施するものとし、輸出入関連規制で禁じられた方法により使用又は輸出することはできません。また、対象物が輸出統制品目に指定されている場合、お客様は、日本国政府又はアメリカ合衆国政府が輸出を禁止している国の国民又は法人ではなく、且つそれらの国に居住又は所在していないこと、及びお客様が対象物を使用あるいは受領することを輸出入関連法規で禁止されていないことを、当社に対して表明及び保証しなければならないものとします。

第6条 (附加サービス)

1. 附加サービスにつき、注文書・注文請書において納入物件が定義されている場合、納入物件の所有権は、その対価の支払完了をもってお客様に帰属するものとし、お客様は納入物件を日本国内においてお客様の通常業務の処理目的(お客様の社内で業務委託先がお客様の通常業務処理を行う場合を含みます)に限って、使用できるものとします。
2. 附加サービスは、特段の書面による定め無き限り準委任を旨として提供されるものとし、当社の責任は善良なる管理者の注意義務をもって、サービスを提供することに限定されるものとします。
3. 前項の定めに関わらず、注文書・注文請書において請負を旨とする明記されている附加サービスについては、以下の各号が適用されるものとします。
 - ①当社はお客様に対して、注文書・注文請書に定義された納入物件を納入するものとします。
 - ②当社は納入日までに、納入物件が納入できないと判明した場合は、ただちにその旨をお客様に申し出、あらかじめお客様と当社が協議し、納入日を定めるものとします。
 - ③お客様は、当社より納入物件の納入を受けた後、検取期間(特段の定めがない場合は、納入物件の納入から3日間とします)内に検収し、契約不適合があったときは直ちに書面により当社に通知するものとします。なお、検取期間中に、お客様から当社への通知無き場合、納入物件に契約不適合がないものとみなします。
 - ④前項の定めに関わらず、お客様が検取期間中に納入物件を検取目的以外の目的に使用した場合には、検取目的以外の目的に使用した日をもって検取終了日とします。
 - ⑤第③号により通知のあった契約不適合(納入物件がコンピュータプログラムである場合は、仕様書や設計書の記載事項とプログラムの動作の不一致を指し、ドキュメントである場合は、落丁、乱丁、破損、汚損及び誤字、脱字を指すものとします)については、それが当社の責に帰すべき事由によるときは、当社はお客様の請求により検取期間経過後30日間無償でその修補にあたるものとします。なお、当社の契約不適合責任は本項に定めるところによるものとします。
4. 申込方法の如何にかかわらず、本条はマネージドサービスには適用されません。

第3章 利用契約

第7条 (最低利用期間)

1. FNCサービスの最低利用期間は、申込書に別段の定めがある場合を除き、課金開始日から起算して6カ月とします。ただし、利用契約の内容に変更(変更後の変更の場合も含み、以降同様とします。)があった場合は、変更後の契約内容による課金開始日から起算して6カ月とします。

第8条 (利用申込)

1. FNCサービスの利用申込は、当社が別に定める申込書に必要事項を記載して当社に提出することにより行うものとします。

第9条 (利用申込内容の変更)

1. お客様は、利用申込内容の変更を希望する場合、当社が別に定める申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

第10条 (ご契約者の変更)

1. お客様は、申込書のご契約者欄の記載事項に変更があった場合、当社が別に定める申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第11条 (お客様の地位の承継)

1. 合併等により契約当事者としての地位が承継された際は、承継したことを証明する書類を添えて、当社が別に定める申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第12条 (利用契約の成立)

1. 当社は、FNCサービスの利用申込又は変更申込があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「Firewall Network Centerサービス申込確認書」(以下「申込確認書」といいます。)の提示をもってこれを承諾します。

- (1) 申込書に虚偽の事実が記載されていたとき
 - (2) FNCサービスの料金等債務の支払いなど当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあるとき
 - (3) 当社の業務遂行上、または技術上著しい困難があるとき
 - (4) 当社設備に対して、その動作を妨害する行為を行うおそれがあるとき
 - (5) お客様自らまたは第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき
 - (6) お客様自らとその役員、重要な地位の使用者、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき
 - (7) その他当社が契約締結を適当でないと判断したとき
2. 当社の申込確認書の提示をもって、利用契約が成立するものとします。

第13条（FNCサービス内容及び料金の変更）

1. 当社は、第2章に定めるFNCサービス内容及び第4章に定めるFNCサービスの料金について、変更することができるものとします。この場合、緊急やむをえない場合を除いて、当社は1ヶ月前にお客様に変更の内容を通知します。お客様は変更後のサービスの提供の継続を望まない場合には、当該通知の後1ヶ月以内に利用契約の解除を通知するものとします。なお、利用契約の解除の通知がない場合には、本契約は変更された内容で継続されるものとします。

第14条（FNCサービスの利用）

1. お客様は、利用契約の成立により、FNCサービスを利用することができるものとします。
2. お客様から申込書による申込があり、当社がこれを承諾した場合、当社はお客様が指定する企業その他法人（以下「エンドユーザ」といいます。）に対して、FNCサービスを提供します。当社はエンドユーザと直接の契約関係を持たず、お客様は自己の責任においてエンドユーザにこの約款を含むFNCサービスの利用条件を遵守させるものとします。

第4章 料金等

第15条（料金の項目）

1. FNCサービスの料金の項目は、次のとおりとし、具体的な金額は当社が別途定める「Firewall Network Centerサービス価格表」（以下「価格表」といいます。）によるものとします。
- (1) 初期費用
お客様がFNCサービスを受けるにあたって、当社が申込を承諾した時に支払う、価格表に定める費用のことをいいます。なお、初期費用は、解約時も含めいかなる場合にも返却されないものとします。
 - (2) 利用料金
お客様がFNCサービスの課金開始日から毎月もしくは年額一括払いで支払う、価格表に定める料金のことをいいます。
2. FNCサービスの利用申込内容に変更がある場合の料金の項目は、次のとおりとします。
- (1) 変更費用
お客様がFNCサービスの利用契約の内容を変更するにあたって、当社が第9条所定の申込書に定め、お客様による申込を当社が承諾した時に支払う費用のことをいいます。なお、変更費用は、解約時も含めいかなる場合にも返却されないものとします。
 - (2) 変更後の利用料金
お客様が変更後のFNCサービスの課金開始日から毎月もしくは年額一括払いで支払う、価格表に定める料金のことをいいます。
3. その他の付加サービスの料金については、当社が別途定める料金表によるものとします。

第16条（課金開始日）

1. 前条に定める料金の課金開始日は申込確認書に記載のとおりとします。

第17条（料金の支払義務）

1. 初期費用および利用料金の支払義務は、利用契約の成立時に発生するものとします。また利用申込の内容の変更時における変更費用と変更後の利用料金の支払い義務は、お客様の利用変更申込に対する利用契約の成立時に発生するものとします。

第18条（支払方法）

1. お客様は、価格表に定める初期費用、または変更費用に消費税相当を加算した額を、課金開始日の翌月末日までに当社が指定する方法により、当社に支払うものとします。
2. お客様は、利用料金に消費税相当を加算した額を、以下のいずれかの方法により、当社に支払うものとします。
 - (1) 月額払い
価格表に定める利用料金に消費税相当を加算した額を、課金開始日の翌月末日までに当社が指定する方法により支払うものとします。なお、翌月以降の利用料金の支払方法も同様とします。
 - (2) 年額一括払い
価格表に定める利用料金に12を乗じた金額に消費税相当を加算した額を、課金開始日の翌月末日までに当社が指定する方法により支払うものとします。なお、翌年以降の利用料金の支払方法も同様とします。

第19条（料金の調整）

1. 第15条第2項の定めにかかわらず、利用料金を月払いされているお客様が最低利用期間中に利用契約の変更を行い、月々の利用料金が減少する場合であっても、最低利用期間の残余期間（1ヶ月未満の端数は切り捨てます。）については、減少前の利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金を年額一括払いされているお客様が、最低利用期間中に利用契約の解除を希望される場合でも、最低利用期間の残余期間に対する利用料金は返金されないものとします。
3. 利用料金を年額一括払いされているお客様が、最低利用期間中に利用料金が增加する内容へ契約の変更を行う場合、当社が定める期日までに利用料金の増加分を12で除した金額（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に、残余期間（1ヶ月未満の端数は、切り捨てます。）を乗じた金額を一括して支払うものとします。

第20条（割増金）

1. FNCサービスの利用料金等を不当に免れたお客様は、当社に対しその免れた額の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第21条（遅延損害金）

1. お客様は、FNCサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、当社に対し遅延期間につき年率14%の遅延損害金を支払わなければなりません。

第5章 損害賠償

第22条 (電気通信事業者の責による損害賠償の範囲)

1. 回線設備提供電気通信事業者、当社が接続するインターネット接続プロバイダ、または本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態によりお客様が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客様に対し、その請求にもとづき、当社が当該回線設備提供電気通信事業者、当社が接続するインターネット接続プロバイダ、または本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項のお客様が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被ったすべてのお客様の損害に対し、前項の損害限度額を適用します。この場合において、すべてのお客様の損害の額を合計した金額が前項の損害限度額を超えるときは、各お客様に対し支払われることとなる損害賠償の額は、前項の損害賠償限度額をすべてのお客様の損害額を合計した額で除して算出した数に当該お客様の損害額を乗じて算出した金額となります。

第23条 (免責事項)

1. 当社は、FNCサービスを現状有姿で提供するものであり、正確性、商品性、有用性、お客様の特定の目的に対する適合性等を一切保証するものでもありません。また当社のお客様に対する損害賠償責任は、請求原因を問わずかついかなる場合においても、当社の故意または重過失に起因する通常かつ直接の損害（当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラム等無体物の破損、滅失、およびエンドユーザを含む第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害について当社は責任を負わないものとします）に限るものとし、またその上限はFNCサービスのうち損害発生の原因となったサービスに係る利用料金相当額（利用料金が月額払いの場合は損害の発生した当該月の月額料金相当額、年額払いの場合は損害の発生した当該年度の年額料金相当額、一括払いの場合は一括払い金額相当額とします）とします。
2. 第三者（他のお客様やエンドユーザを含む。以下同じとします）がFNCサービスを不正に利用することにより、お客様に損害を与えた場合、当社はその損害についていかなる責任も負いません。また、お客様がFNCサービスを不正に利用することにより、第三者に損害を与えた場合であっても当社はその損害についていかなる責任も負いません。
3. 当社は、FNCサービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じません。
4. 当社は、次に定める事由から生じるお客様及び第三者の損害については責を負いません。
 - ①FNCサービスに対する第三者の侵害のため、FNCサービスが正常に運用できないことによる損害。
 - ②当社の責によらないハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの不具合あるいは障害による損害。
 - ③お客様によるFNCサービスの操作ミス又はお客様の指示に従った結果として生じる損害。
 - ④お客様又はその指定する者が設置、維持管理する機器装置の障害に起因する損害。
 - ⑤FNCサービスにおいて利用される当社以外の者が提供するデータの誤謬に起因する損害。
 - ⑥FNCサービスと接続されるお客様のサービス又はネットワークの不具合に起因する損害。
 - ⑦ソフトウェアウイルス及びコンピュータシステムに対するハッキング等不正アクセス行為に起因する損害。
 - ⑧お客様が社内でも又はエンドユーザと取り交わす電子ファイルの内容および電子ファイルの取り交わしに起因する損害。
 - ⑨当社の予知できなかったシステム又はソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中によるFNCサービスに関するシステムのダウン。
 - ⑩お客様が接続する電気通信事業者、インターネット接続プロバイダ、または本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化。
5. 当社は、FNCサービスの提供に関し、制定法、普通法、慣習法、慣行その他如何なる法的根拠に基づくことを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず、お客様に対してこの約款に定める以外のいかなる責任も負いません。ただし、法律上排除又は制限しえない強制力がある場合は、この限りではありません。

第24条 (利用不能の場合における料金の測定)

1. 当社の責に帰すべき事由によりFNCサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して12時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、利用料金を月払いにされているお客様に対し、その請求に基づき、利用不能時間（1時間未満は、切り捨てます。）に利用料金の720分の1を乗じて算出した額を、お客様が当社に支払うべきこととなる各サービスの料金から減額します。また、利用料金を年額一括払いにされているお客様に対しては、その請求に基づき、利用不能時間（1時間未満は、切り捨てます。）に、利用料金の8,640分の1を乗じて算出した額を、お客様が当社に支払うべきこととなる各サービスの料金から減額します。ただし、お客様が当該請求を得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、お客様は、その権利を失うものとします。

第6章 サービスの制限、停止等

第25条 (サービスの制限)

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、FNCサービスの提供を制限または中止することがあります。

第26条 (提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、緊急やむをえない場合を除きあらかじめその理由、実施期日および実施期間をお客様に通知した上でFNCサービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき
 - (3) 回線設備提供電気通信事業者または当社が接続するインターネット接続プロバイダが電気通信サービスの提供を中止することにより、FNCサービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 他のお客様、エンドユーザ又は第三者からの不正な接続等が発見され、これを防ぐことが困難なとき
 - (5) 前条の規定によるとき

第27条 (契約の解除)

1. お客様および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なく通知によりFNCサービスの利用契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、次の各号のいずれかの事由が発生した当事者は期限の利益を喪失し、その時点における一切の債務を相手方に弁済するものとします。
 - (1) お客様がFNCサービスの料金、割増金または遅延損害金等の支払いを怠ったとき
 - (2) お客様がFNCサービスを利用し、違法行為、他のお客様または当社に不利益を与えるおそれのある行為、その他公序良俗に反する行為を行ったと当社が判断したとき
 - (3) お客様が利用申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) 支払の停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の決定または申立てがあったとき
 - (5) 手形交換所の取引停止処分または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 重要な営業または資産の譲渡の決定があったとき
 - (8) 営業の停止処分、解散の決議、廃業または転業、その他事業の継続に著しく支障となる事由が生じたとき
 - (9) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10) 自らまたは第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき
 - (11) 自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき
 - (12) 前各号に掲げる事項のほか、当社の業務の遂行、当社の電気通信設備、またはFNCサービスに支障を及ぼすおそれのある行為を行ったとき
2. 相手方に本条各号のいずれかに該当する事由が生じた場合において、お客様または当社が利用契約の全部又は一部を直ちに解約又は解除しなかった場合であっても、利用契約の解約権又は解除権が消滅するものと解釈されないものとします。

第28条 (サービスの廃止)

1. 当社は、都合によりFNCサービスを廃止することがあります。
2. 当社は、FNCサービスを廃止する時は、廃止する日の3ヵ月前までにお客様に対し通知します。

第7章 契約の解約又は解除

第29条 (お客様による利用契約の解約又は解除)

1. お客様がFNCサービスの利用契約の全部又は一部を解約又は解除しようとするときは、解約又は解除しようとする日の3ヵ月前までに書面によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項によりお客様が利用契約の全部又は一部を解約又は解除した場合であっても、支払済みの初期費用、変更費用、および利用料金は、返却されないものとします。

第30条 (効力の存続)

1. 事由の如何に係わらず、利用契約の全部又は一部が解約又は解除された場合であっても、第14条、第20条乃至第24条、第31条乃至第35条、第39条及び第40条の効力は、その後も存続するものとします。

第8章 雑則

第31条 (知的財産権)

1. FNCサービスに関する一切の著作物(本規約、資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)並びに特許権、商標権、ノウハウ、その他一切の知的財産権は、当社に帰属しています。お客様は、当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権に関する表示を削除又は変更することは出来ません。

第32条 (秘密保持)

1. 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の秘密、お客様の通信の秘密を、第三者に開示又は漏洩しません。
2. 前項の定めに係わらず、第三者から当社に対して、所謂プロバイダ責任制限法その他の法律に基づきお客様や利用者に関する情報の開示の求めがあった場合、当社は、お客様やエンドユーザのID及びパスワード、IPアドレス、会社名、個人名、住所、電話番号その他当社に届出ている内容を、当該第三者に開示することがあります。但し、具体的な開示の判断、手続及び範囲等については、社団法人テレコムサービス協会による発信者情報開示関係ガイドラインに準拠して行われるものとし、お客様はこれを予め承認し、あるいはエンドユーザに承認せしめ、且つ異をとなえないものとします。

第33条 (開発又は作業の委託)

1. お客様は、FNCサービスに関して開発又は作業が必要になった場合は、別途当社所定の契約(覚書、注文書、注文請書等名称の如何を問わないものとします)をもって要件、料金等の諸条件を定めることにより、当社にこれを委託することができるものとします。なお、当社はFNCサービスに与える影響、要件の内容によっては、これを受託しないことがあります。

第34条 (第三者のサービス)

1. FNCサービスに含まれる第三者の汎用製品・サービスの提供条件は、当該第三者の当社に対する提供条件と同一とします。約款と当該第三者の提供条件とが矛盾抵触する場合には、当該製品・サービスの利用に関する部分に関しては後者が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、お客様の求めに応じて、当社又は第三者の営業上の秘密に相当する部分を除いて、前項に定める第三者のサービス、第三者の名称、サービス条件及び契約等について、お客様に報告するものとします。

第35条 (権利譲渡の禁止)

1. お客様は、FNCサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第36条 (保守)

1. 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

第37条 (委託)

1. 当社は、FNCサービスの提供にあたり委託先(第34条の汎用製品・サービスの提供者は除く)を使用する場合、当該委託先に対し、委託する業務の内容に応じた守秘義務を課すとともに当該委託先の監督につき責任を負うものとします。

第38条 (表明保証)

1. お客様および当社は、自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力(以下あわせて「暴力団等」という)ではないことおよび暴力団等の維持または運営に協力または関与していないこと、ならびに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証するものとします。

第39条 (準拠法および裁判管轄)

1. 約款に基づく利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用され、利用契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第40条 (全合意)

1. 約款はお客様及び当社の、FNCサービスの提供条件に関する完全な合意であり、利用契約成立以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先して適用されるものとします。約款の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、約款のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとします。

付則

2011年4月1日制定

2014年6月1日改訂

2020年9月1日改訂